

指定訪問看護ステーション 御中

三重県国民健康保険団体連合会  
( 公 印 省 略 )

返戻レセプト等に関する令和6年10月からの運用変更  
(お知らせ)

平素は診療報酬等請求事務にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしのことについて、オンライン請求の開始及び民法の一部改正(令和2年4月1日付)にて、診療報酬請求権の消滅時効の起算日が「原則として診療月の翌月1日(国民健康保険の場合は、翌々月の1日)」と改正されたことから、これまでの運用を下記のとおり令和6年10月送付から運用変更いたします。

記

○返戻レセプトの返戻印廃止

オンライン請求実施の指定訪問看護ステーションへ紙媒体による返戻レセプト送付廃止及び民法の一部改正に伴い審査完了月を示す返戻印が不要となったことから、返戻レセプトへの返戻印の印を廃止します。

なお、返戻内容等は添付の返戻付箋でご確認ください。

○診療(調剤)報酬等支払台帳のオンライン配信  
(※オンライン請求事業所のみ)

これまで毎年2月に送付しておりました「診療(調剤)報酬等支払台帳」について、オンライン請求開始に伴い紙の送付を廃止し、オンライン請求システムで配信します。

なお、今年度の配信日は2月14日(金)となります。

また、従来同封しておりました「診療(調剤)報酬等支払台帳の見方」については、本会ホームページにて掲載します。

掲載場所:「保険医療機関のみなさまへ」の「参考資料」

事務担当  
審査第1課管理係 小松  
TEL: 059-228-5189